利用規約

ピラティステクニーククラボ青山（以下、本スタジオといいます）のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

第 1 条
本スタジオの運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は、一般社団法人　日本コアフィットネス協会が行います。

第 2 条
本スタジオに入会できる方は、各要件を満たし、本スタジオの趣旨に賛同し、本規約を承諾した方とします。また、本スタジオをご利用いただけるのは、医師から運動を禁じられていない方とします。暴力団構成員、会員の円滑な取り組みに支障を来す可能性がある方、その他本スタジオが不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれら事象が判明した時点で退会していただきます。

第 3 条
本スタジオに入会する方は所定の入会手続きを行い、本スタジオの承認を得たうえで、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申し込み手続きを取らなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に、本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

第 4 条
会員は、本スタジオの定める入会金を、所定の方法で本スタジオに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結および履行のための必要経費であり、一旦納入した入会金は返還しません。

第 5 条
本スタジオは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 本スタジオの定める会費・諸費用につき、3 ヶ月以上滞納したとき。（除名の場合も除名以前の会費・諸費用を全て納入していただきます）
2. 本スタジオの施設・機材を故意に毀損したとき。
3. 本規約、その他本スタジオが定める規則に違反したとき。

4. 本スタジオの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
8. 本スタジオの合理的な指示・指導に従わないとき。
9. その他本スタジオが、社会通念に照らし、本スタジオの会員としてふさわしくないと認めたとき。

第 6 条
会員は、本スタジオの定める会費等を所定の方法で支払わねばなりません。会費等の種類、金額、支払期限および支払方法は本スタジオが定めるものとします。（サブスクリプションフィーは、会員が本スタジオの会員資格を有する限り、現実に本スタジオの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します）

第 7 条
1. 会員は、各月の 10 日（10 日が休館日の場合翌営業日）までに本スタジオに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本スタジオの事務手続き上、10 日を過ぎた場合は翌々月扱いとなります。
2. 一回の届け出による休会期間は 1 ヶ月から 6 ヶ月間とします。休会最終月の 10 日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより延長可能です。（休会再延長は 1 回のみ）

第 8 条
会員は、各月の 10 日（10 日が休館日の場合翌営業日）までに本スタジオに所定の変更届を提出することにより、翌月から会員種類を変更することができます。10 日を過ぎた場合は、本スタジオの事務手続き上、翌々月扱いとなります。

第 9 条
会員は、各月の 10 日（10 日が休館日の場合翌営業日）までに本スタジオに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けできません。10 日を過ぎた場合は、本スタジオの事務手続き上、翌月末日扱いとなります。なお、本スタジオが退会届を受領しない限り、会費支払い義務は発生するものとします。

第 10 条
本スタジオは、原則として別紙に表記する日を定休日および季節休業とします。また、その定休日および季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本スタジオの都合により休業すること

があります。なお、休業に関してのお知らせは原則として 2 週間前までに弊社ホームページ上で告知します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、予め告知することなく休業することができるものとします。

第 11 条
本スタジオは、次の事由により本スタジオの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、金利委の事故等で本スタジオの業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造、または補修工事実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用制限が消滅する等運営に影響を生ずる事情が発生したとき。
5. その他閉鎖、または臨時休業の必要があると認められたとき。

第 12 条

1. 会員は、事故の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本スタジオの施設を利用するものとします。
2. 本スタジオは、会員が本スタジオの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本スタジオの責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。会員同士の本スタジオ内外でのトラブルについても同様とします。
3. 会員は、本スタジオにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。

第 13 条
本スタジオは、本規約の改定及び変更、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢、経済状況の変動等を参考にして改定することが出来ます。この場合、本スタジオは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び弊社ホームページにて会員に告知するものとします。

第 14 条
本規約は、2026 年 8 月 1 日より施行します。